

(件名)

給与改定等交渉結果

(要旨)

人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定等について、11月17日(金)に、職員組合と最終の副知事交渉を行い、下記の内容で合意した。

今後、県議会12月定例会に関係条例の改正条例案を提案する。

記

1 本年の給与改定

人事委員会の勧告どおり実施する。

- (1) 給料表 若年層に重点を置いて平均0.9%引上げ
- (2) 期末・勤勉手当 年間0.1月分引上げ (期末+0.05月、勤勉+0.05月)
【年間4.40月⇒4.50月】
- (3) 初任給調整手当
 - ア 医師及び歯科医師に係る支給限度額を引上げ
 - イ 獣医師に係る初任給調整手当の新設 (月額30,000円以下)
- (4) 通勤手当 支給限度額を月額75,000円から月額80,000円に引上げ
- (5) 在宅勤務等手当 (月額3,000円) の新設
- (6) 会計年度任用職員の勤勉手当を新設 (支給割合は常勤職員に準じる)

<適用時期>

- ・ 給料表及び初任給調整手当の引上げ 令和5年4月1日
- ・ 期末・勤勉手当の引上げ 令和5年12月1日
- ・ その他 (獣医師に係る初任給調整手当の新設等) 令和6年4月1日

2 多様な働き方を可能とする制度の見直し

職員の多様な働き方を可能とするため、在宅勤務の利用要件の緩和等、テレワーク制度を改正する。(令和6年4月1日施行)

3 働きやすい職場環境の整備

職員にとって働きやすい職場環境を整備するため、来年度、庁舎等の設備の維持・修繕を実施する。